

地域福祉の4つの「助け」

さまざまな人が暮らしている地域のなかでは、悩みや困りごとも多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあります。そこで大切なのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。



計画の推進

関係機関との連携・協働

町民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、公民館、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、ボランティア団体、その他各種の関係機関・団体と一緒に地域福祉を推進します。

また、行政においては、地域福祉施策の推進にあたって、福祉施策以外に日常生活に関連する分野との調整や協力等が行えるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

さらに、本町におけるさらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業の推進を図ります。

計画の進捗・管理

本計画の進捗管理にあたっては、事業全体の進行・進捗状況の把握・確認を行い、事業の評価・検証、既存の施策の調整などに取り組んでいきます。

管理においては Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

サイクルのポイントとなる Check(評価)のステップでは、施策の実施状況を点検し、必要に応じて計画の中間年度における見直しなどを行い、Action(改善)のステップへつなげていきます。



【概要版】

鏡野町地域福祉計画

発行年月:令和6年(2024年)3月

発行:鏡野町総合福祉課

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660

電話:0868-54-2986 Fax:0868-54-2891

鏡野町地域福祉計画の全文は、鏡野町役場ホームページからご覧いただけます。

URL: <https://www.town.kagamino.lg.jp/>



鏡野町地域福祉計画

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)



「地域福祉計画」とは

誰もが安心して暮らせる幸せな地域づくりに向けて、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくり、総合的な方向性を示すものです。



計画の位置付けと期間

鏡野町総合計画を上位計画とし、福祉に関する個別計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康かがみの21)における地域福祉施策の基本的な方向性を示しています。

鏡野町社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と、鏡野町が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っています。

計画期間は2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間です。

令和6年(2024年)3月

鏡野町

基本理念

みんなが 認め合い 支え合って 楽しく暮らす 地域づくり

基本目標 1 地域福祉についての意識づくり

地域住民の福祉意識の醸成、地域間のつながり・相互扶助意識の強化を目的に、各種広報媒体による啓発、福祉教育の推進等に努めます。また、身近な地域で町民が交流できる機会・場の提供を図ります。

1. 地域福祉の意識向上

すべての町民が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割を実践できるよう、地域福祉の考え方を広く周知・広報していきます。

2. 広報・啓発活動の推進

多様な媒体を活用した地域福祉に関する広報・啓発や、公的制度をわかりやすく周知するための工夫など、情報提供の充実に努めます。

3. 交流の場・機会の提供

世代や国籍を超えて、あらゆる町民が交流できる場の提供に努め、地域活動の活性化や地域のつながりの強化を図ります。



住民の皆さんでできること

- 高齢者や障害者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう。
- 日常生活において、広報やホームページなどを見るなど、地域の出来事に関心をもつように心がけましょう。
- 隣近所で地域行事への参加を呼びかけ、誘い合いましょう。
- あいさつなど町民同士のコミュニケーションに努めます。

基本目標 3 支え合い、助け合う仕組みづくり

地域活動を担うリーダーやボランティア活動を担う人材の発掘や育成を図ります。そのために、必要な情報を提供するとともに、ボランティア団体や民生委員・児童委員といった活動主体者への支援を進めます。

1. 地域包括ケアシステムの充実

誰もが地域で自分らしく生きることができるよう、医療・介護・専門職・ボランティア・地域団体・NPO等の各団体が一体となり、切れ目のない支援が提供できる地域包括ケアシステムの構築及び充実を図ります。

2. 総合的な相談支援体制の充実

(重層的支援体制整備事業実施計画)

総合相談窓口の整備や相談窓口の連携強化、住民主体の地域における体制づくり、多様な支援や施策の相互連携等を進め、複雑な課題への対応に取り組みます。

3. 福祉サービスの充実

福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者が必要なサービスを円滑に利用できるよう支援を推進します。

4. 地域の支え合いの関係づくり

多くの住民同士がつながりを持ち、親しみある地域共生社会をつくりていけるよう、声かけを促進しています。

5. 孤独・孤立対策の推進

孤独・孤立の防止に向け、支援を求めるやすい環境づくりや相談支援、顔の見える関係づくり、交流・居場所づくりなどに取り組み、孤独・孤立対策を推進します。



住民の皆さんでできること

- 困りごとがあれば、一人で抱え込まずに身近な人や区長、民生委員・児童委員などに相談しましょう。
- 身近に支援を必要とする人がいれば、区長、民生委員・児童委員などに相談するように心がけましょう。
- 生活上のちょっとした困りごとは地域の助け合いで解決できるよう取り組みましょう。
- 日頃から近所の人とお互いに声かけをするなど、顔の見える関係づくりに努めましょう。

基本目標 2 地域福祉を支える担い手づくり

地域活動を担うリーダーやボランティア活動を担う人材の発掘や育成を図ります。そのために、必要な情報を提供するとともに、ボランティア団体や民生委員・児童委員といった活動主体者への支援を進めます。

1. 担い手の育成

地域福祉活動の活性化を図るために、今まで地域での活動に関わる機会のなかつた人にも積極的に参加してもらえる仕組みづくりを進め、支援者やリーダーの育成に努めます。

2. 関係機関との連携体制の強化

各種福祉活動団体や関係機関との連携を強化するため、情報の共有や地域の課題解決に向けた体制づくりに取り組みます。



住民の皆さんでできること

- 地域活動やボランティア活動に関心をもちましょう。
- 趣味や経験を活かして、地域活動や行事、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 地域で活動する機関や団体と積極的に交流を図り、情報を共有しましょう。

基本目標 4 安全・安心に暮らせる環境づくり

いつまでも子どもから大人まで健やかに安心して暮らせる環境づくりを目指し、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、権利擁護に関する施策や地域防災体制の強化、見守り体制の強化等により、安全・安心な地域づくりを進めます。

1. 健康づくりの充実

健康づくり活動を通じて、地域におけるふれあいや交流を促進し、町民同士のつながりを深め、地域力の育成に努めます。

2. 防災体制の充実

一人暮らし高齢者や障害者などの避難行動要支援者を把握するとともに、災害時の準備を整え、迅速な対応ができるような体制づくりを進めます。

3. 生活環境の整備

誰もが地域社会に参加できるまちづくりに向けて、防犯活動の推進や、外出しやすい環境の整備、就労に困難を抱える人への就労支援に取り組みます。

4. 誰もが適切にサービスを受けられる体制の充実

多様な生活課題をもつ人を把握し、課題の解決へ向けて取り組みを進めます。
また、認知症や障害によって判断能力に不安のある人の権利や財産を守るために、成年後見制度を利用しやすい体制づくりに取り組みます。

5. 再犯防止の推進（再犯防止推進計画）

犯罪をした者等の中には、円滑な社会復帰に向けての支援を必要とする者も多いことから、再犯の防止等に関する支援の取り組みを総合的かつ計画的に実施します。



住民の皆さんでできること

- 自分の体に关心をもち、健康の維持・増進を図るために、日頃から適度に運動するように心がけましょう。
- 隣近所の住民と交流をもち、不審者の出入りなどに注意するようにしましょう。
- 見守り活動などを通じて、虐待などの早期発見に努めましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度を知り、必要に応じて利用できるよう理解を深めましょう。
- 保護司、更生保護女性会等更生保護ボランティアの活動について学び、その活動に参加します。